

# タスク・シフト/シェアにおいて 臨床検査技師の果たす役割について

代表理事副会長 丸田 秀夫  
日本臨床衛生検査技師会

長時間労働が常態化している医師の働き方の是正のために、令和6（2024）年4月から時間外労働の上限規制が適用される。医師の働き方改革を推進するための一方策として、さらなるタスク・シフティング（業務の移管）の推進は重要であるとされ、関係職種の業務範囲の拡大に関する法改正が行われ、令和3（2021）年10月1日より臨床検査技師の業務に10の行為が追加された。合わせて、9月30日には現行制度下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアが可能な業務の具体例が示され、臨床検査技師については14の行為が示された。

すでに臨床検査技師の免許を有する者が法改正により新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされた。日臨技ではその研修を「タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会」とし厚生労働省から示されたカリキュラムに準じて、オンライン形式の基礎講習700分を履修後、各都道府県において小規模で開催される実技講習360分を履修する形式として実施している。5月31日現在、指定講習会への申込みは18,194名で、その中で基礎講習履修済みが10,851名で、実技講習までの修了者は3,721名である。本講習会の受講は臨床検査技師の国家資格の一部追加のために必須であり、令和6（2024）年4年1日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者すべての臨床検査技師に受講していただくことを念頭に開催しており、令和7（2025）年度以降については、開催回数を経時的に縮小していく予定であるので早期の受講を要請している。厚生労働省からは見込みの修了者数と進捗報告を求められ、令和7（2025）年度までに約37,000名の修了を見込んでいるとして、定期的な修了者数の報告を行っており、厚生労働省も注視している事業である。

医師の働き方改革の推進については、医療の中での喫緊の課題であり、全ての医療機関において対応が求められる。その一方策であるタスク・シフト/シェアに関連する法令改正は国家資格を有する多くの医療職種の中で一部の職種にのみ実施されおり、その中に我々臨床検査技師があり、その事実は、我々に大きな期待が寄せられているものと理解する必要がある。多職種が協同し進められるタスク・シフト/シェア推進の取り組みの中で、臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアにより、医師の働き方改革へ貢献することが必要である。法改正により拡大された業務、さらに現行制度の下で実施可能な業務を念頭に、各施設の業務実態に応じた臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアを実践することにより、臨床検査技師の活躍の場の拡大と信頼度の向上にも繋がっていくはずである。

本企画では、今回の制度改正の概要と指定講習会の重要性を確認するとともに、臨床検査技師の果たすべき役割について考察をしたい。